

芝山町下水道用グラウンドマンホール認定基準

1. 目的

芝山町において使用する下水道用グラウンドマンホール蓋を、性能規定方式により認定する場合の基準と申請要領について規定し、下水道管理者が発注者として、より透明性、公平性、競争性の高いマンホール蓋の調達を行うことを目的とする。

2. 認定基準

蓋の認定については、製造工場及び製品を申請し下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で作られたものであること。
- (2) 芝山町長に認定申請書（様式第1号）を提出し、その内容が適正と認められること。
- (3) 芝山町下水道用グラウンドマンホール性能規定書に適合し、芝山町が行う製品検査に合格するか、公平性、中立性を確保できる第三者機関での検査を実施し検査報告書（状況写真添付）を提出すること。（様式第2号、様式第3号）

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、申請者に対して速やかに通知するものとする。（様式第4号、様式第5号）

4. 認定期間

認定の有効期限は3ヵ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、認定期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、申請者に対して速やかに通知するものとする。（様式第6号）

6. 認定の取消

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、芝山町の認定を取り消すものとする。（様式第7号）

- (1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合。
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合。
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合。
- (4) 自ら廃業又は認定の取消を申し出た場合。

7. その他

- (1) 芝山町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ製品検査等を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、芝山町が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 芝山町が行う製品検査及び材質検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じた場合は、芝山町の指示または両者の協議により決定するものとする。

8. 申請要領

認定申請（新規・更新）に必要な提出書類は、次のとおりとする。

(1) 新規・更新

提出書類はA4サイズとし、ファイルに綴じて提出すること。

- ①認定申請書（様式第1号）
- ②製品図面一式
- ③日本工業規格表示許可書（写し）
- ④（社）日本下水道協会下水道資器材製造工場認定書（写し）
- ⑤会社概要
- ⑥品質管理体制表
- ⑦社内検査体制表
- ⑧緊急時連絡体制表
- ⑨その他芝山町が必要と認めた書類

(2) 検査報告

検査報告書（状況写真添付）

申請期間は平成23年4月1日から随時行う。

※認定申請事務処理については、別表1のとおり